

「中部地方環境事務所(環境対策課)公式 iNaturalist」運用方針

中部地方環境事務所 環境対策課

1 目的

本方針は、中部地方環境事務所 環境対策課（以下、「当課」という。）における iNaturalist (https://www.inaturalist.org/people/regional_environmental_office_chubu) のアカウント（以下「本 iNaturalist」という。）の運用に関する事項について定める。

2 基本方針

本 iNaturalist は、中部地域における生物情報を収集することを通じ、生物への気候変動の影響（分布や生物季節等の変化）を把握することを目的として運用する。

本 iNaturalist は、専ら情報収集及び収集のための情報発信等を行うものとし、原則として返信等は行わない。意見・問合せについては、本 iNaturalist における情報発信等の業務の委託事業者である「株式会社地域計画建築研究所の問合せメールと電話 (adapt-chubu@arpak.co.jp 06-6205-3600)」において受け付ける。

3 運用方法

本 iNaturalist は、当課が以下のとおり運用する。

（1）発信・登録・情報収集する情報

本 iNaturalist では次の情報等を発信・登録・収集する。

ア 発信

- ・中部地域における生物の観察記録情報の登録依頼
- ・収集した情報の取りまとめ状況や結果
- ・その他、生物観察等に関係する情報

イ 登録

- ・中部地方環境事務所や自治体、研究機関、団体等から提供を受けた生物の観察記録情報

ウ 収集

- ・中部 7 県及びその周辺の県における生物の観察記録情報

エ 本アカウントで対象とする生物種

- ・一般市民にとって身近な生物種
- ・希少種及び絶滅危惧種に関する情報は取り扱わない

4 免責事項

・本 iNaturalist の発信・登録情報の正確性については万全を期しているが、当課は利用者が本 iNaturalist の情報を用いて行う一切の行為について何ら責任を負うものではな

い。

- ・当課は、利用者により投稿・登録された本 iNaturalist に対する生物の観察記録やコメント等について一切責任を負わない。
- ・当課は、本 iNaturalist に関する、利用者間又は利用者と第三者との間で、トラブルや紛争が発生した場合であっても、一切責任を負わない。
- ・生物の観察記録やコメント等の投稿にかかる著作権の取扱いは、iNaturalist の規定に準ずる。

5 利用者による不適切な書き込みの削除等

以下の各号のいずれかに該当する場合、予告なく書き込みの削除又はアカウントのブロック等を行う場合がある。

- ・法律、法令等に違反する内容、又は違反するおそれがあるもの
- ・特定の個人・団体等を誹謗中傷するもの
- ・政治、宗教活動を目的とするもの
- ・著作権、商標権、肖像権等環境省又は第三者の知的所有権を侵害するもの
- ・広告、宣伝、勧誘、営業活動、その他営利を目的とするもの
- ・人種・思想・信条等の差別又は差別を助長させるもの
- ・公の秩序又は善良の風俗に反するもの
- ・虚偽や事実と異なる内容及び単なる風評や風評を助長させるもの
- ・本人の承諾なく個人情報を特定・開示・漏えいする等プライバシーを害するもの
- ・他の利用者、第三者等になりますもの
- ・わいせつな表現等を含む不適切なもの
- ・当課の発信する内容の一部又は全部を改変するもの
- ・当課の発信する内容に関係ないもの
- ・その他、当課が不適切と判断した情報及びこれらの内容を含むリンク等
- ・iNaturalist の利用規約、コンテンツポリシーまたはガイドラインに反するもの

6 著作権

本 iNaturalist の内容について、私的使用又は引用等著作権法上認められた行為を除き、環境省に無断で転載等を行うことはできない。引用等を行う際は、適宜の方法により必ず出典を明示すること。

7 運用方針の周知・変更等

本方針の内容は環境省ホームページおよび中部地方環境事務所ホームページ上に掲載する。また、本方針は必要に応じて事前に告知なく変更する場合がある。

8 業務担当者

「本 iNaturalist」は、当課の管理の下、当該業務の委託事業者である株式会社地域計

画建築研究所が適切に情報発信等の業務を実施する。当該事業者におけるプライバシーポリシー等については、株式会社地域計画建築研究所のホームページ上に掲載されているプライバシーポリシー (<https://www.arpak.co.jp/privacy>) に準拠する。

9 管理者

「本 iNaturalist」は、当課が管理する。

本方針は、令和 3 年 6 月 9 日から施行する。

本方針は、令和 4 年 6 月 30 日から改訂施行する。

本方針は、令和 5 年 6 月 1 日から改訂施行する。